

経営管理権集積計画

1 個別事項		(A) 乙が経営管理権の設定を受ける森林			(B) 経営管理権の始期			(C) 経営管理権の存続期(終期)			(D) 木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法			(E) 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法		(F) 備考			
整備番号	理番号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	名称	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	経営管理権に基づいて行われる経営管理権の内容(C)	経営管理権の存続期(終期)(B)	木取川町若桜 矢部 康樹	鳥取県八頭郡若桜町若桜801-5 (住所又は所在地)	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	参考
1	岩屋堂	320-1	392	L	烟	0.1031 (0.5723)	スギ*	60								別添1の①参照			
																別添2の①参照			

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めることにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるとところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（2）受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」とい、う。）は甲に注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（3）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（4）経営管理受益権の設定

- この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定めた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（5）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（6）経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災害等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（7）森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）（9）（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
② 乙は、（1）（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させさせることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることがある。

（8）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとには乙が（経営管理実施権が設定されるとには経営管理実施権者が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されたなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、この復旧の実施及び復旧内容については甲と乙の協議により定め、復旧する場合は、乙が復旧を行い、甲が費用負担するものとする。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるることとし、甲はこれを承諾する。
- ③ なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合で、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行ふこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれをを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 災害による経営又は管理の不実施

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によつて甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 損害の賠償

- ① 甲は、当該森林について権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名前を変更した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林の存続期間の満了した場合には、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 甲の通知及び届出

- ① 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- ② 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ③ 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する報告を微収する義務のみを負う。
- ④ 甲が経営管理実施権に基づき経営管理実施権に基づき経営管理受益権により設定された経営管理権集積計画に受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する権利から支払を受けたものとみなす。

- (14) その他のこの経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容									
所在	地番	林班	小班												
若桜町岩屋堂	320-1	392	L	乙は、公道沿いに位置する森林であることを鑑み、土砂流出、風倒、落枝などの当該森林に起因する沿線道路への被害防止に有効な森林整備を行うこととする。 乙は、この森林整備として、存続期間中に間伐等の保育を1回以上実施することとするが、乙が主伐による森林の更新が必要と判断した場合は、前述の施業に関わらず、主伐を行うことができる。ただし、主伐を行いう場合には、主伐後10年以上の保育期間を確保するものとする。											
				乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年2回の森林整備の巡視を行うものとし、当該巡視は道路からの目視によって判断できる限りで行う。											

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合における金銭(D)の額の算定方法			
所在	地番	林班	小班	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合における金銭(D)の額の算定方法	
若桜町岩屋堂	320-1	392	L	1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 ○ 経営管理権に基づき乙が実施する森林施業の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。	①

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
- <相手方及び方法>
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

経営管理権集積計画 図面

八頭郡若桜町岩屋堂320-1

林地台帳面積 1,031m²

うち経営管理権集積計画設定区域 A=5,723m²(スギ人工林のみ)

